2023 年までの NISA・つみたて NISA のご注意事項

次に掲げる事項は、それぞれ2023年までのNISA(一般NISA・つみたてNISA制度)のことをいいます。

配当金等は口座開設をした金融機関等経由で交付されないものは非課税となりません。

NISA の口座で国内上場株式等の配当金を非課税で受け取るためには、配当金の受領方法を「株 式数比例配分方式」に事前にご登録いただく必要があります。

リスク及び手数料について

SBI証券の取扱商品は、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。ま た、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。各商品等への投資に際してご 負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI 証券 WEB サイトの当該商品等のページ、金融商品取引法等に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認 ください。

同一年において1人1口座(1金融機関)しか開設できません。

NISA・つみたて NISA の口座開設は、金融機関を変更した場合を除き、1 人につき 1 口座に限られ、 複数の金融機関にはお申し込みいただけません。金融機関の変更により、複数の金融機関で NISA・つみたて NISA の口座を開設されたことになる場合でも、各年において 1 つの口座でしかお取 引いただけません。また、NISA・つみたて NISA の口座内に保有されている商品を他の年分の勘定 又は金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更される年分の勘定にて、既に金 融商品をお買付されていた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。NISA・ つみたて NISA の口座を仮開設し、二重口座の確認前に買付けを行うことができますが、事後的に 二重口座であったことが判明した場合、その NISA・つみたて NISA の口座で買い付けた上場株式等 は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱うこととなり、買い付けた上場株式等から生じる 譲渡益及び配当金等については、遡及して課税いたします。

2024 年以後の NISA 口座が自動開設されます。

2023 年末時点で利用可能な NISA・つみたて NISA 口座を開設している場合、2024 年に成長投資 枠・つみたて投資枠が利用可能な新しい NISA 口座が自動開設されます。

NISA・つみたて NISA で購入できる商品は SBI 証券が指定する商品に限られます。

SBI 証券における取扱商品は、NISA・つみたて NISA で異なります。NISA は国内上場株式等(現物 株式、ETF、REIT、ETN、単元未満株(S 株)を含む)、公募株式投資信託、外国上場株式等(米国、 香港、韓国、ロシア、ベトナム、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、海外 ETF、REIT を含 む)、つみたてNISAは公募株式投資信託となります。※取扱商品は今後変更の可能性があります。

年間投資枠が設定され、売却しても再利用はできません。

NISA の年間投資枠は年間 120 万円、つみたて NISA の年間投資枠は年間 40 万円までとなります。 NISA・つみたて NISA の年間投資枠は途中売却が可能ですが、売却部分の枠の再利用はできませ ん。また、投資を行わなかった未使用枠の翌年以降への繰越しはできません。

投資信託における分配金のうち特別分配金(元本払戻金)は、非課税でありNISA・つみたてNISAに おいては制度上のメリットは享受できません。

損失は税務上ないものとされます。

NISA・つみたて NISA の口座で発生した損失は税務上ないものとされ、一般口座や特定口座での譲 渡益・配当金等と損益通算はできず、繰越控除もできません。

NISA とつみたて NISA はいずれかの選択制です。 NISA・つみたて NISA は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。

非課税保有期間終了時に課税口座に移管されます。

非課税保有期間終了時、NISA・つみたて NISA 口座内の上場株式等は特段のお手続きなしに特定 口座が開設されている場合には特定口座に移管し、それ以外の場合には一般口座に移管します。 なお、2024 年以降の NISA への移管はできません。また、特定口座が開設されているものの、一般 口座に移管を希望する場合には、お手続きが必要です。

2024年以降、新たに買付を行うことはできません。

2024年以降、NISA・つみたて NISA 口座においては新たに上場株式等の買付を行うことはできませ ん。また、NISA・つみたて NISA で買い付けた商品は、2024 年以降の NISA に移管できません。

出国により非居住者に該当する場合、NISA・つみたて NISA 口座で上場株式等の管理を行うことはで きません。

出国の際には、事前に当社に届出が必要です。出国により非居住者となる場合には、NISA・つみた て NISA 口座が廃止され、当該口座に預りがある場合は、一般口座で管理させていただきます。な お、海外転勤の場合に NISA で継続保有することが可能な特例措置については当社では対応してお りません。

つみたて NISA では積立による定期・継続的な買付しかできません。

つみたて NISA でのお取引は積立契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付に限られます。

<u>つみたて NISA ではロールオーバーができません。</u> つみたて NISA は NISA と異なり、ロールオーバーにより口座内に保有されている商品を異なる年分 の勘定に移管することはできません。

つみたて NISA では信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

つみたて NISA で買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。

つみたて NISA では基準経過日における氏名・住所の確認が求められます。 つみたて NISA では初めてつみたて NISA の勘定を設定してから 10 年経過日、及び以後 5 年を経 過するごとに氏名・住所等の確認が必要となります。当社がお客さまの氏名・住所等が確認できな い場合にはお取引ができなくなる場合もございますのでご注意ください。